

石川町公告第41号

令和7年8月5日に公告した下記1の制限付一般競争入札は、下記2のとおり公告内容を一部訂正する。

令和7年8月12日

石川町長 首藤剛太郎

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事等番号 7都第675号
- (2) 工事等名 大正橋 橋梁補修調査設計業務委託
- (3) 工事等箇所 石川町字 当町 地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月4日まで
- (5) 工事等種別 土木設計
- (6) 工事等概要 大正橋補修調査設計 L=42.95m W=3.5m/4.2m

2 訂正内容

〈訂正前〉

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事等の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の土木設計に登録され、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者の登録を受けていること。ただし、石川町入札参加資格登録が本社又は本店の場合は本社又は本店で、委託先を受けている場合は委託先の支店又は営業所で、許可又は資格を有すること。
- (4) 過去5年間で、対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。
- (5) 県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

〈訂正後〉

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事等の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の土木設計に登録され、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 過去5年間で、対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。
- (4) 県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

〈訂正前〉

17 入札参加資格審査

入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者は、令和7年9月1日（月）までに入札参加資格確認申請書（実施要項様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、総務課財政係に持参により提出すること。

ア 3の（3）は、配置予定技術者等の資格・経験通知書（実施要綱様式第7号）による。

イ 3の（3・4）については、確認できる資料を添付すること。

ウ 3の（4）は、同種工事の施工実績書（実施要綱様式第6号）による。

エ 3の（5）は法人登記の履歴全部事項証明書（コピー可）を添付すること。

〈訂正後〉

17 入札参加資格審査

入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者は、令和7年9月1日（月）までに入札参加資格確認申請書（実施要項様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、総務課財政係に持参により提出すること。

ア 3の（3）については、確認できる資料を添付すること。

イ 3の（3）は、同種工事の施工実績書（実施要綱様式第6号）による。

ウ 3の（4）は法人登記の履歴全部事項証明書（コピー可）を添付すること。